

議会改革・活性化検討委員会協議結果報告

令和5年2月21日現在

※検討項目は、関係する寒河江市議会基本条例の章ごとに分類しています。

検 討 項 目	協 議 結 果
第2章 議会及び議員の活動原則	
1	<p>常任委員会の動画配信の実施について</p> <p>現在行ってる議会の動画配信のアクセス数を踏まえると、新たな設備を整備する以前に、現状のアクセス数を増やす取り組みを行う必要があると思われるため、現行どおりとする。</p> <p style="text-align: right;">【R4.6.20 決定】</p>
2	<p>市議会議員のなり手不足解消に向けた取り組みについて</p> <p>(1) 議会に関心を持ってもらえるよう、若い世代や女性との意見交換会を行う（庄内町議会の取り組みを参考にする）。</p> <p>(2) 議員という職業に関心を持ってもらえるような広報を行うとともに、立候補に関する情報も発信する。</p> <p>(3) 議員報酬や議員定数についての見直しを検討する。 この事項については、無投票（定数割れ）が2回以上続いた場合に、検討を始める。</p> <p style="text-align: right;">【R5.1.20 決定】</p>

第3章 市民と議会との関係		
1	議会モニター制度の導入について	<p>取り組み始めたばかりの「議会だよりモニター」のアンケートでは、議会や議員に関する意見も含まれているため、まずは、それらの意見を全議員で情報共有し、充分活用していくこととする。</p> <p>【R4. 10. 21 決定】</p>
2	若い世代と議会との交流について	<p>令和3年度に実施した高校生との意見交換会は、とても有意義な事業であったことから、今後も継続して実施することとする。</p> <p>また、小・中学生にも対象を広げ、若い世代との交流を図る事業の実施に向けて、検討を始める。</p> <p>【R4. 10. 21 決定】</p>
第11章 最高規範性で見直し手続		
1	議会基本条例の評価について	<p>提出された検証結果を踏まえ、より良い議会運営や議会改革を速やかに行えるよう、現任期の3年目に、可及的速やかに検証・評価を行う。</p> <p>【R5. 1. 20 決定】</p>